

令和 6 年度

旭が丘小学校

P T A 臨時総会資料

《 議 事 》

P T A 規約改正（案）

第一号議案 ベルマーク部の廃止について

第二号議案 学年活動部の分割について

第三号議案 委員選出方法の改変について

第四号議案 旭小まち協の増員について

第五号議案 書面決議及び電子書面決議の明記について

規約について、以下の改正を提案します。

●第一号議案 ベルマーク部の廃止について

R 6 年 7 月末～8 月上旬に配信いたしましたベルマーク部の今後の方針を問うアンケートにおいて、4 4 7 世帯の回答をいただきました。このうち廃止を求めるご意見が 6 3 . 3 % を占めていたため、R 7 年度よりベルマーク部を廃止といたします。

●第二号議案 学年活動部の分割について

学年活動部三役の活動量が他の専門部に比べて多いことから、学年活動部を「選考管理部」と「活動部」の 2 部に分割します。

「選考管理部」・・・役員候補、委員選出の統括。

「活動部」・・・児童の健全育成のため、保護者の教養を高める活動の推進。

●第三号議案 委員選出方法の改変について

現在、学級委員として各学級ごとに各専門部委員を 1 名ずつ選出しています。

しかしながら、現選出方法では学級ごとの立候補者や保有ポイントの偏りから平等に選出することが困難であり、円滑な委員の選出に支障をきたしています。

また、現活動において学級ごとに委員を選出する必要性もないため、委員の選出は全学年・全クラス問わないこととします。（体育部のみ立候補者に学年の偏りが出た場合、選出を調整することがあります。）学級委員ではなくなるため、名称も学級委員から委員へと変更します。

また、各専門部の活動において本当に必要な委員数の見直しを図ります。

委員数は各専門部によって決められることとし、会長及び各部長が来年度の活動予定に応じて必要な人数を決定します。

●第四号議案 旭小まち協の増員について

保護者部の負担軽減のため、旭が丘地区まちづくり協議会（安全部）の所属を、保護者部から旭小まち協（本部役員）へ変更します。

変更に伴い、旭小まち協の選出枠を 4 名から 5 名に増員します。

旭小まち協のうち、旭が丘地区まちづくり協議会の所属は、文化スポーツ部（4 名）、安全部（1 名）とします。

●第五号議案 書面決議及び電子書面決議の明記について

現在、書面決議の有効性について明記されていないこと、また今後 Google フォームを活用した電子書面決議を行うことを踏まえ、その有効性を会則に明記します。

【PTA規約改正に係る新旧対照表】

	現行	改正案
第一・二 号議案	第四条 【組 織】 2 《専門部》 本会には、次の専門部を置く。 1) 体育部，広報部，<u>ベルマーク部</u>，保護者部，<u>学年活動部</u>，バレーボール部， おやじ倶楽部	第四条 【組 織】 2 《専門部》 本会には、次の専門部を置く。 1) 体育部，広報部，保護者部，<u>選考管理部</u>，<u>活動部</u>，バレーボール部， おやじ倶楽部
第一・二・四 号議案	第五条 【役 員 会】 役員会の構成は、次のようにする。 ＜本部役員＞ 会 長（P 1 名） 副会長（P 3 名：第 1 副会長～第 3 副会長各 1 名） 書 記（P 2 名） 会 計（P 2 名＋T 1 名→教頭 A） <u>旭小まち協（P 4 名）</u> 庶 務（T 1 名→教頭 B） ＜各専門部部長＞ 広報部長（P 1 名） 体育部長（P 1 名） <u>ベルマーク部長（P 1 名）</u> <u>学年活動部長（P 1 名）</u> 保護者部長（P 1 名） バレーボール部長（P 1 名） おやじ倶楽部長（P 1 名）	第五条 【役 員 会】 役員会の構成は、次のようにする。 ＜本部役員＞ 会 長（P 1 名） 副会長（P 3 名：第 1 副会長～第 3 副会長各 1 名） 書 記（P 2 名） 会 計（P 2 名＋T 1 名→教頭 A） <u>旭小まち協（P 5 名）</u> 庶 務（T 1 名→教頭 B） ＜各専門部部長＞ 広報部長（P 1 名） 体育部長（P 1 名） <u>選考管理部長（P 1 名）</u> <u>活動部長（P 1 名）</u> 保護者部長（P 1 名） バレーボール部長（P 1 名） おやじ倶楽部長（P 1 名）
第一・二・三 号議案	第八条 【委員の選出及び任期】 2 学級委員の選出について 1) 毎年 4 月末までに、前年度<u>学級委員（学年活動部）</u>が各学級ごとに、4 名 の委員を選出する。 2) <u>4 名の委員は、学年活動部（1 名）、ベルマーク部（1 名）、広報部（1 名）、体育部（1 名）に所属する。</u>	第八条 【委員の選出及び任期】 2 学級委員の選出について 1) 毎年 4 月末までに、前年度<u>選考管理部</u>が委員を選出する。 2) <u>委員は、選考管理部、活動部、広報部、体育部に所属する。各専門部の委員の数は前年度会長と各部長が協議の上、決定する。</u>

第一・二号議案	第十条 【専門部の任務】 1 広 報 部 広報紙等を発行し、本会の情報を会員に知らせる。学級懇談会の情報を各学級の会員に知らせる。その他、児童の安全に関する広報活動を行う。 2 体 育 部 運動会の運営補助、救急法講習の開催、その他体育的行事等、児童及び会員の体力向上と親睦を図る計画立案をし遂行する。 <u>3 ベルマーク部</u> <u>ベルマークの収集と整理にあたる。</u> 4 保護者部 登下校時及び校外生活の安全に関する活動等の計画立案をし遂行する。各地区の保護者連絡網を確立する。各地区の地域住民と保護者の連携を図る。 <u>5 学年活動部</u> <u>学級毎に懇談会の開催を計画立案し、保護者の懇親を図る。役員候補、学級委員の選出の統括。家庭教育学級の講座を開講し、児童の健全育成のため、保護者の教養を高める活動を推進する。</u> 6 バレーボール部 部員及び会員の体力の向上と親睦を図る。各体育的行事への協力を行う。 7 おやじ倶楽部 父親及び教職員同志の情報交換をして親睦を深め、各種行事への協力を目的とする。	第十条 【専門部の任務】 1 広 報 部 広報紙等を発行し、本会の情報を会員に知らせる。学級懇談会の情報を各学級の会員に知らせる。その他、児童の安全に関する広報活動を行う。 2 体 育 部 運動会の運営補助、救急法講習の開催、その他体育的行事等、児童及び会員の体力向上と親睦を図る計画立案をし遂行する。 <u>3 保護者部</u> 登下校時及び校外生活の安全に関する活動等の計画立案をし遂行する。各地区の保護者連絡網を確立する。各地区の地域住民と保護者の連携を図る。 <u>4 選考管理部</u> <u>役員候補、学級委員の選出の統括。</u> <u>5 活動部</u> <u>家庭教育学級の講座を開講し、児童の健全育成のため、保護者の教養を高める活動を推進する。</u> 6 バレーボール部 部員及び会員の体力の向上と親睦を図る。各体育的行事への協力を行う。 7 おやじ倶楽部 父親及び教職員同志の情報交換をして親睦を深め、各種行事への協力を目的とする。
第五号議案	第十一条 【機関会議】 本会の活動を推進するため、次の会議をもつ。 1 総 会 2) 委任状を含む会員過半数の出席により成立し、議決は多数決による。	第十一条 【機関会議】 本会の活動を推進するため、次の会議をもつ。 1 総 会 2) 委任状を含む会員過半数の出席により成立し、議決は多数決による。<u>なお、書面決議（電子書面決議を含む）も同様とする。</u>

第一・二号議案	《細則》 第一条 【選出規定】 役員・委員の選出に当たっては次の優先順位に従い保護者から選出することとする。会の円滑な運営を考慮し、PTA会長への立候補は過去の役員経験者のみとするが、PTA会長以外の本部役員及び、広報部・体育部・<u>ベルマーク部・学年活動部・保護者部</u>の各専門部三役(以下、PTA会長以外の役員等)への立候補はこの限りではない。但し、PTA会長以外の役員等に立候補がなく抽選となった場合は、会員歴2年以下（＝当校卒業の兄弟のいない当年度1～2年生、及び年度末時点で転入2年未満まで）の保護者会員は原則として選出候補から除外する。保護者部地区委員は、各地区より原則として2名以上選出する。選出人数は地区の人数構成により定める(概ね2～4名)。各地区の地区委員も次の優先順位に従い保護者から協議・選出することとする。	《細則》 第一条 【選出規定】 役員・委員の選出に当たっては次の優先順位に従い保護者から選出することとする。会の円滑な運営を考慮し、PTA会長への立候補は過去の役員経験者のみとするが、PTA会長以外の本部役員及び、広報部・体育部・<u>選考管理部・活動部・保護者部</u>の各専門部三役(以下、PTA会長以外の役員等)への立候補はこの限りではない。但し、PTA会長以外の役員等に立候補がなく抽選となった場合は、会員歴2年以下（＝当校卒業の兄弟のいない当年度1～2年生、及び年度末時点で転入2年未満まで）の保護者会員は原則として選出候補から除外する。保護者部地区委員は、各地区より原則として2名以上選出する。選出人数は地区の人数構成により定める(概ね2～4名)。各地区の地区委員も次の優先順位に従い保護者から協議・選出することとする。
---------	--	---